

契約事務取扱細則第26条の2に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	一般競争入札・指名競争入札及び公募型企画競争の別	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備 考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
超音波画像診断装置	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 勇木 清	H29.9.20	ティーエスアルプレッサ株式会社 東広島支店 広島県東広島市三永3丁目17番17号	一般競争入札		¥15,660,000					
呼吸器外科 手術機器及び什器関連	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 勇木 清	H29.9.28	ティーエスアルプレッサ株式会社 東広島支店 広島県東広島市三永3丁目17番17号	一般競争入札		¥9,493,200					
A重油 第3四半期 74KI	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 勇木 清	H29.9.30	(有)朝日エナジー 愛媛県今治市古谷甲548-1	一般競争入札(政府調達)		¥3,964,032					
医薬品(病院契約分)	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 勇木 清	H29.9.29	株式会社アステム 広島営業部 広島県広島市安佐南区大塚西6丁目7-13	一般競争入札(政府調達)		¥2,108,932					
医薬品(病院契約分)	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 勇木 清	H29.9.29	株式会社エパルス 広島県広島市南区大洲5丁目2番10号	一般競争入札(政府調達)		¥78,897,326					
医薬品(病院契約分)	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 勇木 清	H29.9.29	株式会社サンキ 広島県広島市西区草津港三丁目3番33号	一般競争入札(政府調達)		¥87,483,710					
医薬品(病院契約分)	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 勇木 清	H29.9.29	株式会社セイエル 広島県広島市西区商工センター五丁目一番一号	一般競争入札(政府調達)		¥29,558,299					
医薬品(病院契約分)	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 勇木 清	H29.9.29	ティーエスアルプレッサ株式会社 東広島支店 広島県東広島市三永3丁目17番17号	一般競争入札(政府調達)		¥16,032,902					
医薬品(病院契約分)	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 勇木 清	H29.9.29	東和薬品株式会社 広島県広島市安佐南区山本四丁目12番56-11号	一般競争入札(政府調達)		¥21,051					
医薬品(病院契約分)	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 勇木 清	H29.9.29	株式会社西日本ジェネリック 岡山県岡山市北区田中153-101	一般競争入札(政府調達)		¥417,821					

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
マルチスライスCT装置 SOMATOM Definition AS OPEN 保守	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター院長 勇木 清	H29.9.29	シーメンスヘルスケア株式会社中国営業所	組み込みソフトウェア等製造者の独自性が認められる医療機器であり、他の業者に保守・修理を行わせると作動品質面で医療安全上のリスクが見込まれるため会計規程第52条第4項に該当するため。		¥38,448,000						
			広島県広島市南区的場町1丁目2-19アーバス広島1F									

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。